

# あわら市 立地適正化計画

あわら市 土木部 新幹線推進課

## 目 次

<b>はじめに</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 立地適正化計画とは	
(2) 計画の対象と目標年次	
<b>1. あわら市の現状</b> . . . . .	<b>2</b>
(1) 市街地形成の経緯と人口密度	
(2) 交通の利便性	
(3) 都市機能	
<b>2. 上位関連計画</b> . . . . .	<b>7</b>
<b>3. 将来見通し</b> . . . . .	<b>8</b>
<b>4. まちづくり方針と目指すべき都市の骨格構造</b> . . . . .	<b>10</b>
(1) まちづくり方針	
(2) 目指すべき都市の骨格構造	
<b>5. 居住誘導の考え方</b> . . . . .	<b>12</b>
(1) 居住誘導区域の設定	
(2) 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策	
<b>6. 都市機能の立地誘導の考え方</b> . . . . .	<b>14</b>
(1) 都市機能誘導区域の設定	
(2) 誘導施設	
(3) 都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するための施策	
<b>7. 目標値と評価方法等</b> . . . . .	<b>17</b>
(1) 目標値の設定	
(2) 施策の達成状況に関する評価方法	
(3) 都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の考え方	

## はじめに

### (1) 立地適正化計画とは

- あわら市都市計画マスタープランに掲げる将来都市像を基本としつつ、人口減少や少子高齢社会においても持続可能な、「コンパクトなまちづくり」に具体的に取り組んでいくための計画。

- ・あわら市では、2006年（平成18年）11月に都市計画マスタープランを策定し、本市の目指すべき将来都市像を明確にするとともに、その実現に向け各種都市計画制度を活用しながら発展と成長を遂げてきました。
- ・一方で、昨今の人口減少、少子・高齢社会の進展を踏まえたまちづくりを加速させるため、都市再生特別措置法が改正されたところであり、都市のコンパクト化を図る手段として、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画となる「立地適正化計画」の策定が可能となりました。
- ・本市においても将来的な人口減少や超高齢化社会の到来が危惧されているため、都市計画法を中心とした従来の土地利用のコントロールに加え、都市機能や居住機能の適正な誘導により将来にわたって快適な生活環境を維持・向上させる「立地適正化計画」を策定し、質の高い生活サービスを享受できる都市機能の集積と歩いて暮らせる生活環境の整備を進めます。

### (2) 計画の対象と目標年次

- 都市計画区域を対象。
- 目標は2040年。

- ・立地適正化計画の策定は都市計画区域が対象となりますが、具体的にコンパクト化を目指す対象は用途地域の範囲となります。用途地域外については、豊かな自然環境や文化資源、農業環境の保全を前提としつつ、従来からのコミュニティ豊かな生活環境の維持活性化を図ります。
- ・この計画は、2040年の人口、高齢化の状況等を勘案して策定します。

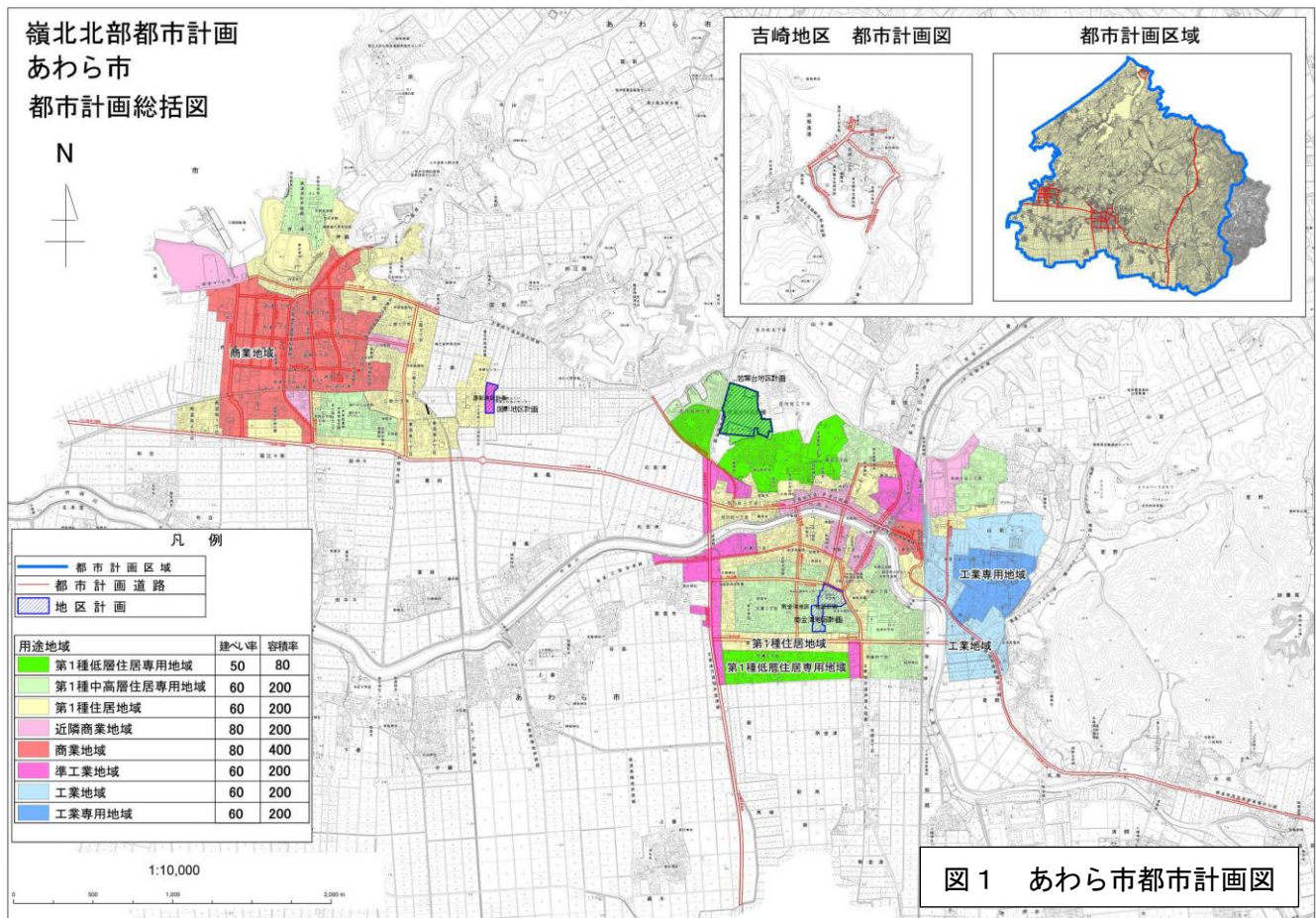
※将来の人口予測は、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の地域別将来人口推計（都道府県・市区町村）」を用いています。推計は、2010年（平成22年）の国勢調査をもとに2040年まで5年毎に行われています。

# 1. あわら市の現状

## (1) 市街地形成の経緯と人口密度

➤ 合併により市街地は2つあるが、それぞれが計画的に市街化誘導されたものであり、概ねコンパクト。

- ・現在の市街地は、JR 芦原温泉駅西側に発達した市街地、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅北側に発達した温泉街を基本に、土地区画整理事業等による計画的な整備・開発によって形成されてきました。
- ・旧金津町は金津南部、金津東部、花乃杜等の大規模な区画整理が中心で、旧芦原町は温泉街外周部でのやや小規模な開発が中心となっています。
- ・近年では、開発が見込めない一段の農地を用途地域から除外するなど、市街地のコンパクト化を推進してきました。
- ・現在は、大規模な開発、市街地拡大は沈静化し、市街地内の宅地化が進展しています。特に、基盤整備済地区での人口増加が顕著となっています。(図2参照)
- ・その結果、市街地は2つありますが、それぞれの人口密度は高くコンパクトに集約されています。(図3参照)





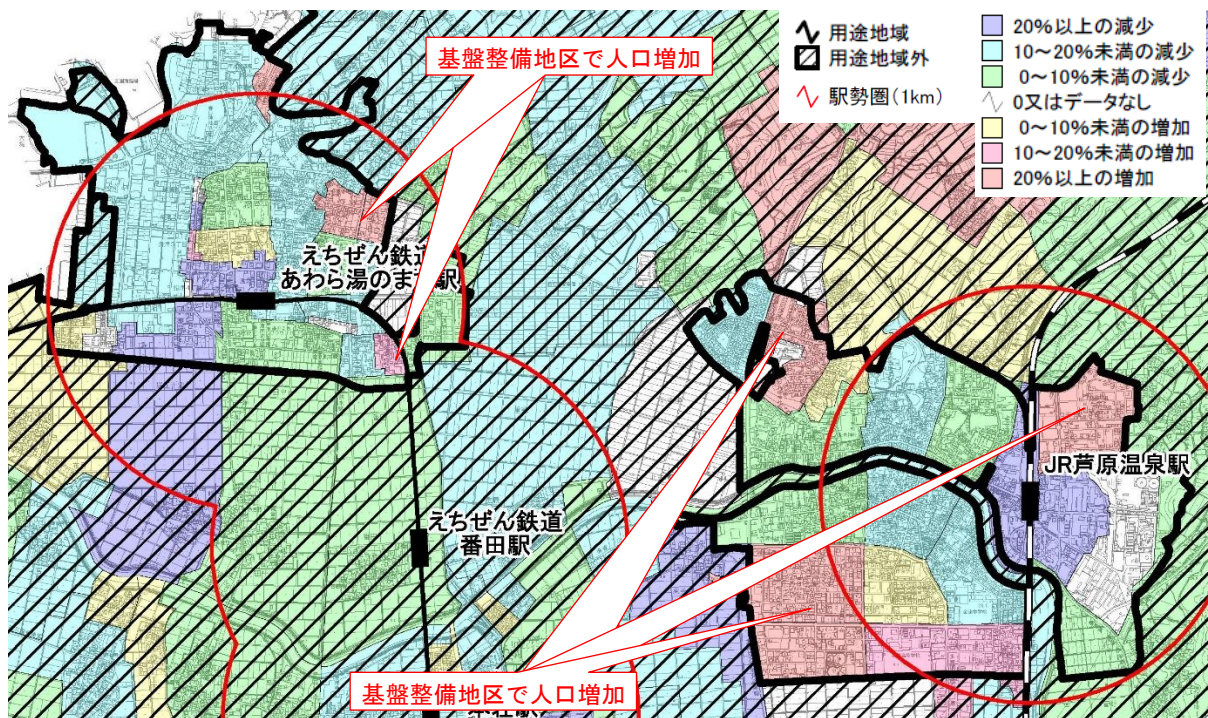


図2 人口増加率（2000年（平成12年）⇒2010年（平成22年））（国勢調査）

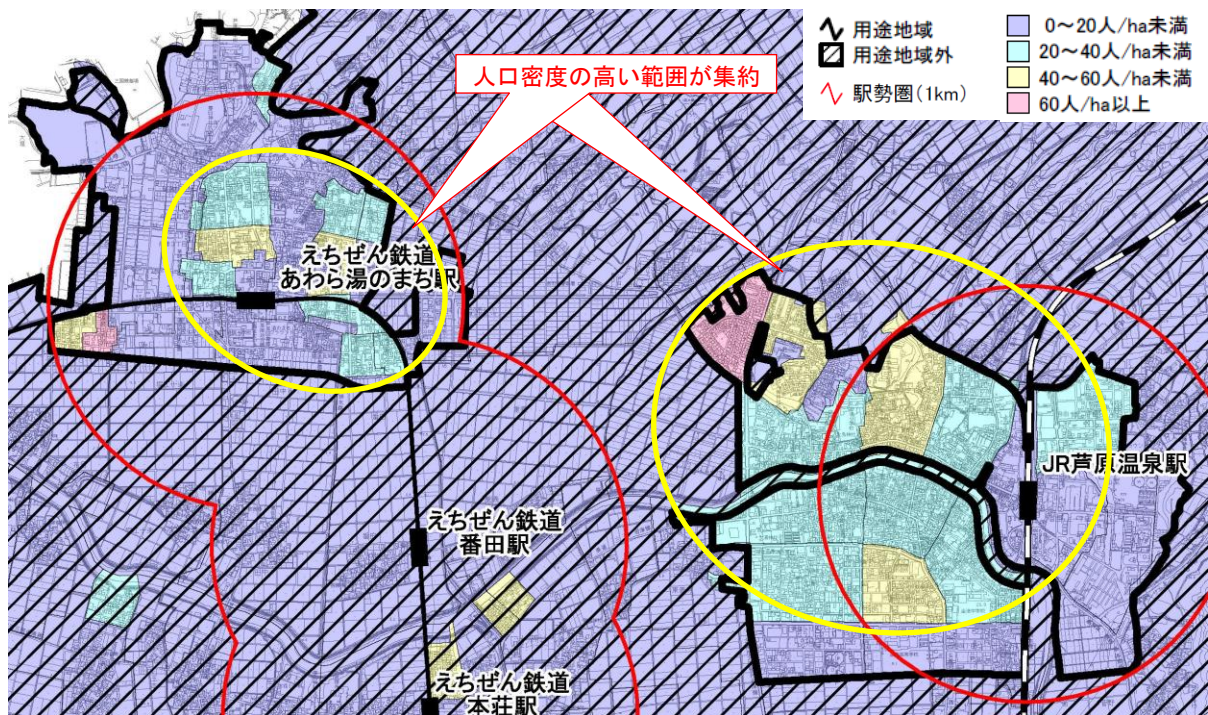


図3 2010年（平成22年）の人口密度（国勢調査）



## (2) 交通の利便性

- マイカーの利用が主で、より依存度が強くなる傾向。
- 市街地のほとんどが公共交通のサービス圏。

- ・ 日常の移動手段は自動車利用が主となっており、自動車分担率は1989年（平成元年）の62.6%から2005年（平成17年）の78.3%へと大きくなっています。（図4参照）
- ・ 公共交通の利用割合は低ですが、JR北陸本線3駅、えちぜん鉄道3駅のほか、路線バスが芦原温泉駅、あわら湯のまち駅を連結するよう運行しており、公共交通による市街地のカバー率は極めて高くなっています。（図5、6参照）
- ・ 2005年（平成17年）より運航開始したコミュニティバスは、2012年（平成24年）よりデマンド交通に移行しましたが、高齢者を中心に、病院や駅、商業施設、福祉施設を目的地とする利用が多くなっています。（図7、表1参照）

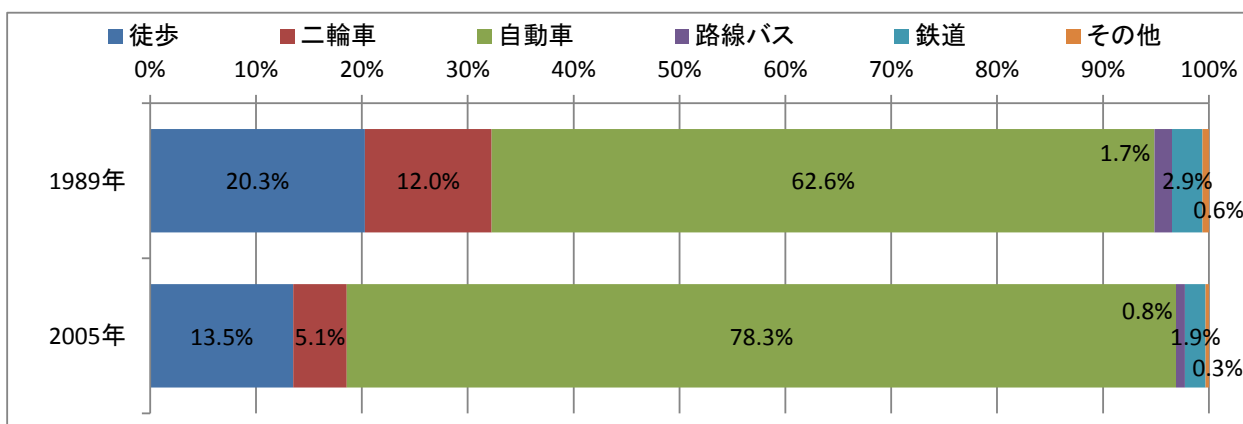


図4 代表交通手段別の経年変化（資料：各年福井都市圏パーソントリップ調査）

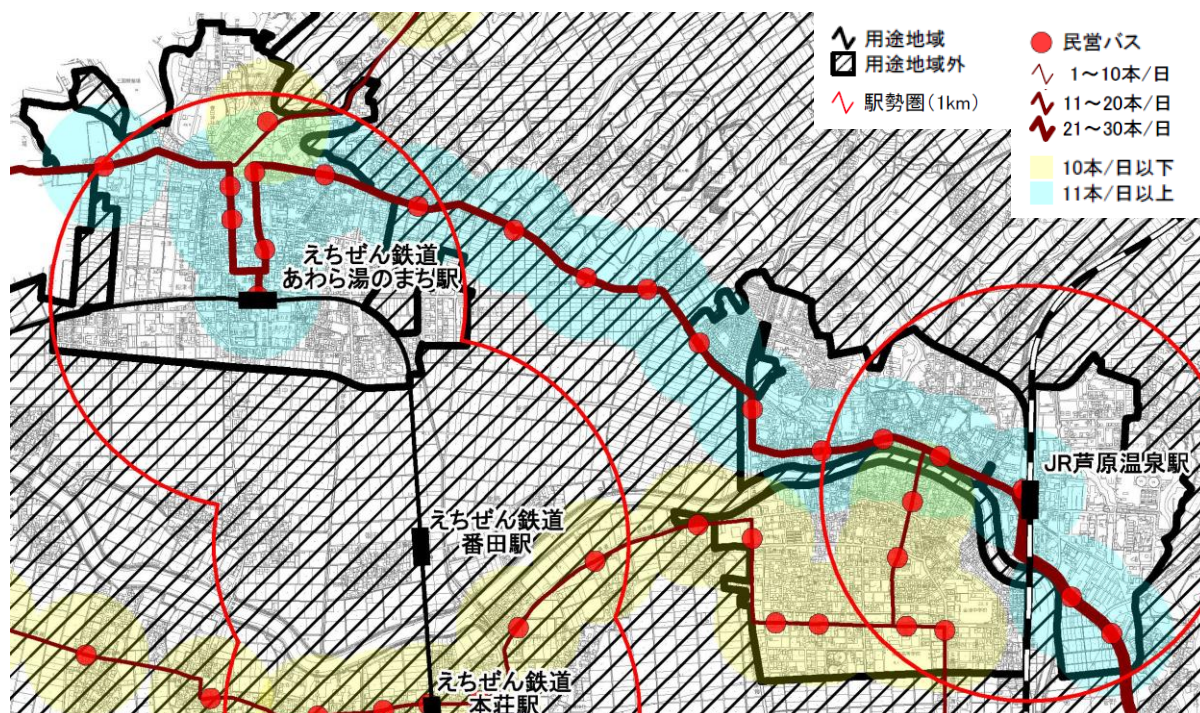


図5 公共交通サービス圏の状況

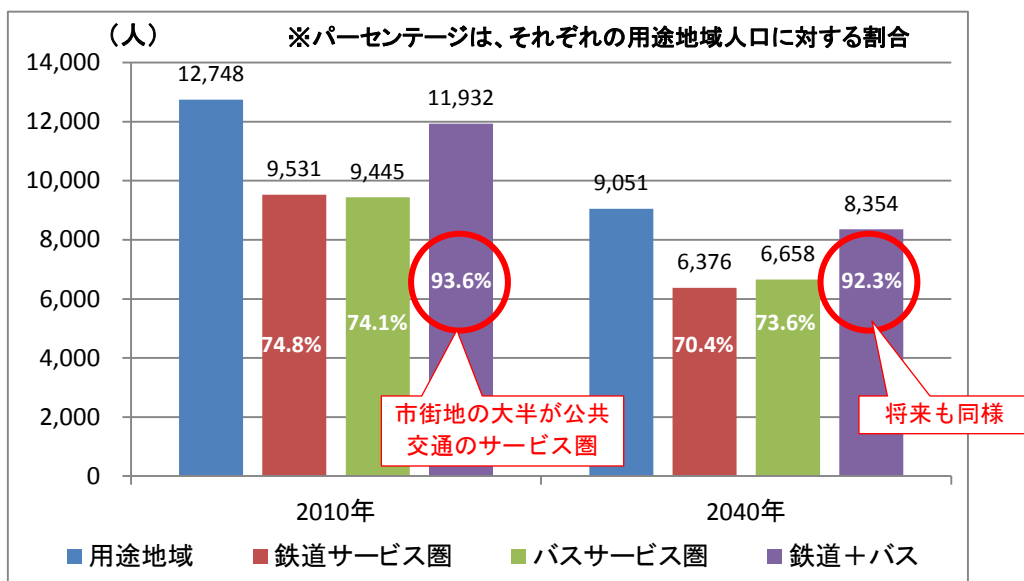


図6 公共交通サービス圏の人口・割合

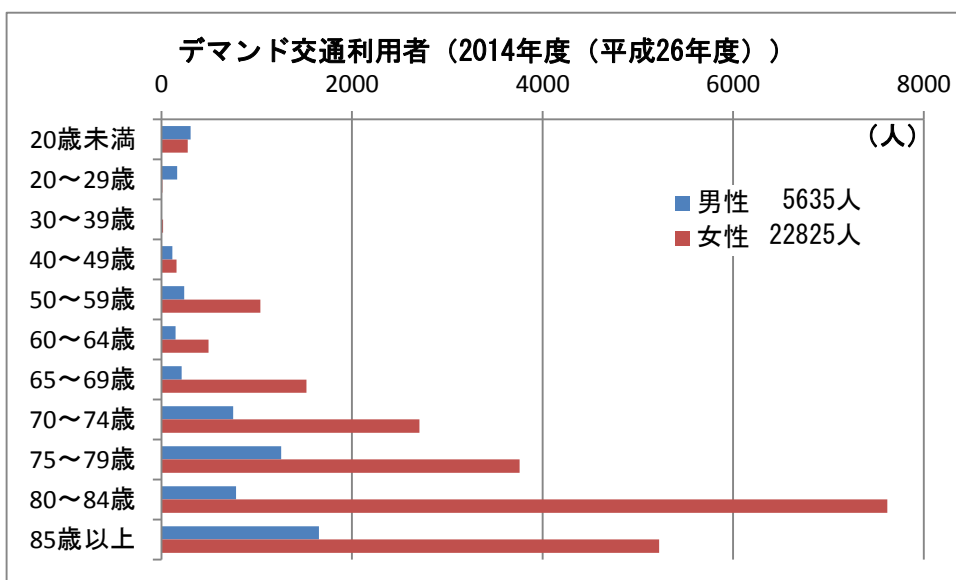


図7 デマンド交通の利用状況

順位	施設	2014年	2013年	2012年
1	木村病院	10.8%	11.1%	13.2%
2	にしの整形外科クリニック	3.6%	3.4%	2.3%
3	JR芦原温泉駅	3.5%	3.9%	4.3%
4	国立あわら病院	2.2%	2.1%	2.2%
5	セントピアあわら	2.1%	1.9%	1.9%
6	波松第4「郵便局前」	1.8%	1.8%	1.6%
7	バロー金津店	1.7%	0.9%	0.9%
8	老人福祉センター市姫荘	1.7%	1.5%	1.4%
9	あわら湯のまち駅	1.6%	1.6%	1.9%
10	加納病院	1.6%	1.1%	1.1%

(右欄は当該年度での順位)

表1 デマンド交通の利用目的地



### (3) 都市機能

➤ 生活利便施設の多くは市街地内に集積するが、やや分散する傾向。

- ・診療所やスーパーなど生活利便施設の多くは2つの市街地それぞれに分布していますが、やや広く分散する傾向が見られます。(図8参照)
- ・これら施設の徒歩によるサービス圏人口は、用途地域人口に対して福祉施設で約9割、商業施設で約8割、医療施設で約6割を占めています。(図9参照)

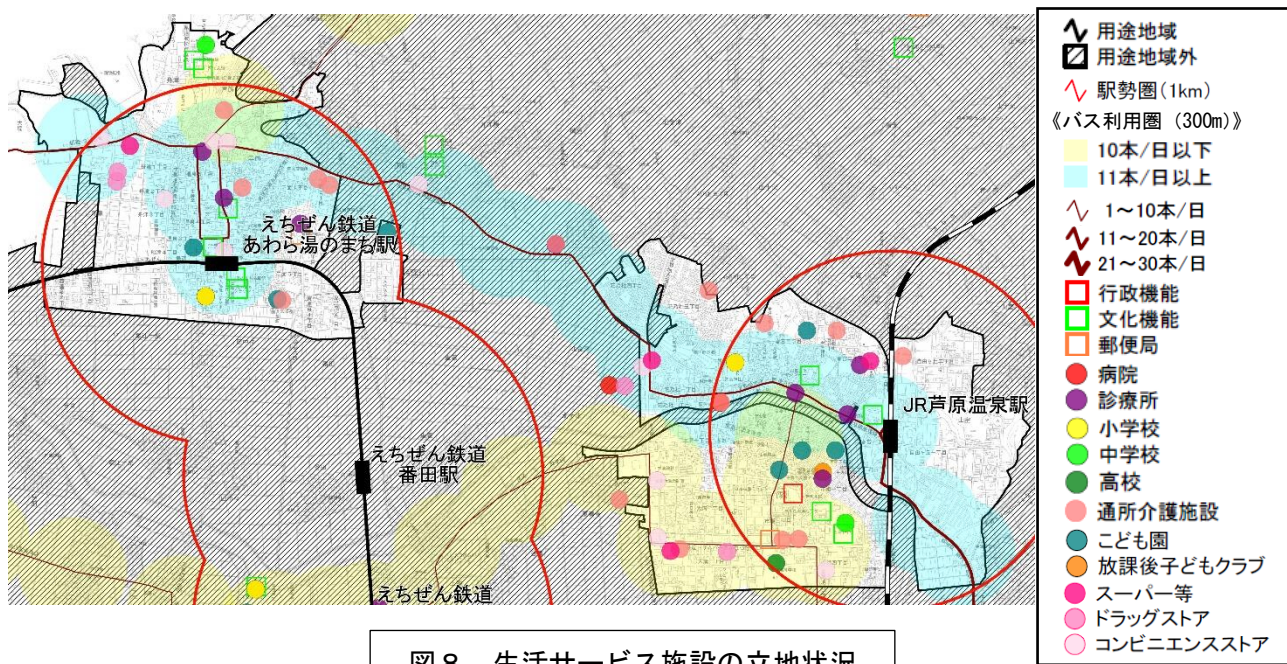


図8 生活サービス施設の立地状況

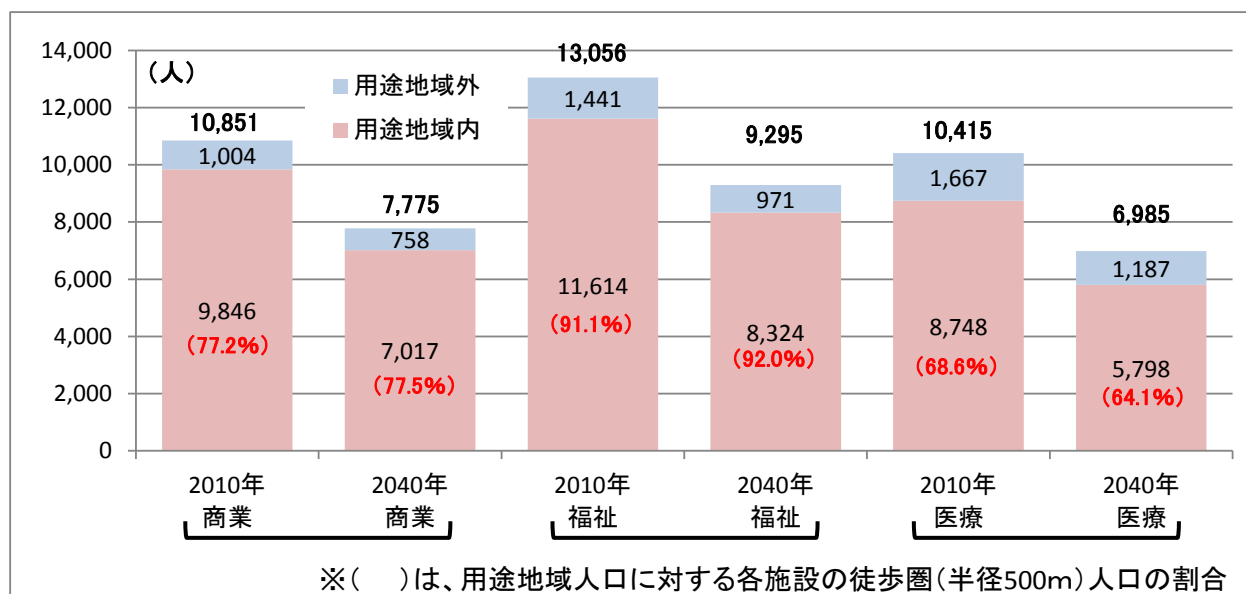


図9 生活サービス施設の徒歩圏人口の割合



## 2. 上位関連計画

➤ 2つの市街地を中心とした生活しやすい環境づくりを掲げる。

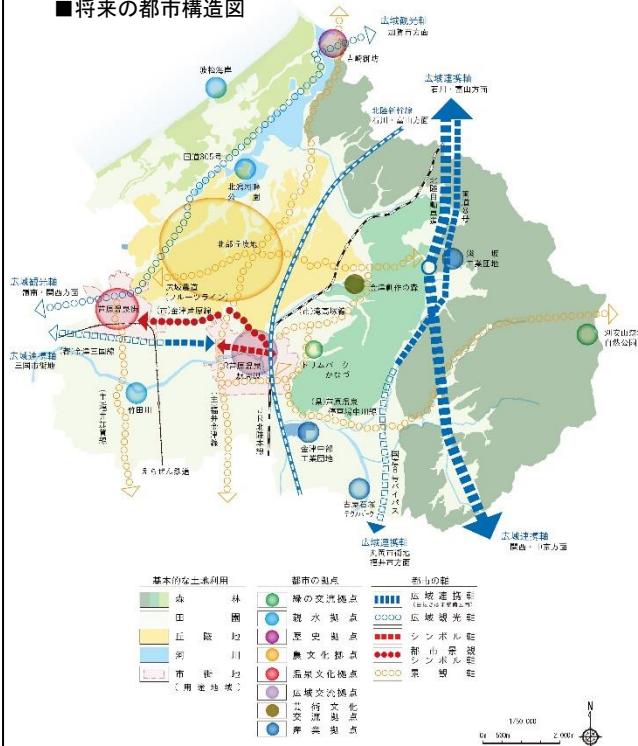
- ・都市計画マスタープラン（2017.4）では、多彩な自然・歴史資源を活かした拠点づくりとこれらのネットワークによるまちづくりの方向を示しています。このうち、金津・芦原市街地は、広域交流拠点・温泉文化拠点として、それぞれの立地条件を活かしつつ、生活しやすい環境づくりを目指すこととしています。
- ・総合振興計画においては、新幹線開業を契機に、金津市街地は玄関口としての環境整備、芦原市街地は魅力的な観光地づくりを重点施策に掲げています。

### ■都市計画マスタープラン（2017.4）

**広域交流拠点：**福井県の北の玄関口として、広域的・日常的な都市機能が集積する拠点として位置付ける。

**温泉文化拠点：**日常と温泉文化、芸術文化が融け合う、緑連なる回遊拠点として位置付ける。

■将来の都市構造図



### ■第2次あわら市総合振興計画（2016.4）

- ・まちづくりの基本理念に「暮らしやすく 幸せを実感できるまち」を掲げ、現在このまちで暮らす市民も、これから市民になろうとする人も、みんなが暮らしやすく 幸せを実感できるまちを目指す。
- ・基本理念に掲げるまちを実現するため、今後10年間で重点的に実施していく施策を6つのプランにまとめ、この6つのプランを総合的かつ複合的に推進することにより、市民の幸せを実現していく。
- ・特に「Plan-A」では、福井県の北の玄関口となる芦原温泉駅周辺の環境整備を掲げる。

【基本理念】

暮らしやすく 幸せを実感できるまち

Plan-A 新幹線を迎える

Plan-B まちを輝かせる

Plan-C 人をはぐくむ

Plan-D 安らぎを守る

Plan-E 力をみなぎらせる

Plan-F 夢をつなぐ

### 3. 将来見通し

➤ 市街地では人口が8割弱に減少するが、65歳以上人口の割合は4割まで上昇。

- ・市全体の人口は、2040年には21,039人にまで減少する見通しとなっており、市街地も同様の傾向を示しています。(図10、11参照)
- ・高齢者(65歳以上人口)の割合は今後さらに大きくなり、2040年には4割近くになると見込まれています。特に75歳以上で顕著となっています。(図11参照)
- ・全体としてはマイカー利用が主ですが、65歳以上になると徒歩・二輪車の割合が3割を超える傾向が見られます。(図12参照)。
- ・これらのことから、高齢者の増加や高齢者の行動特性に配慮した将来の市街地構造を検討する必要があります。

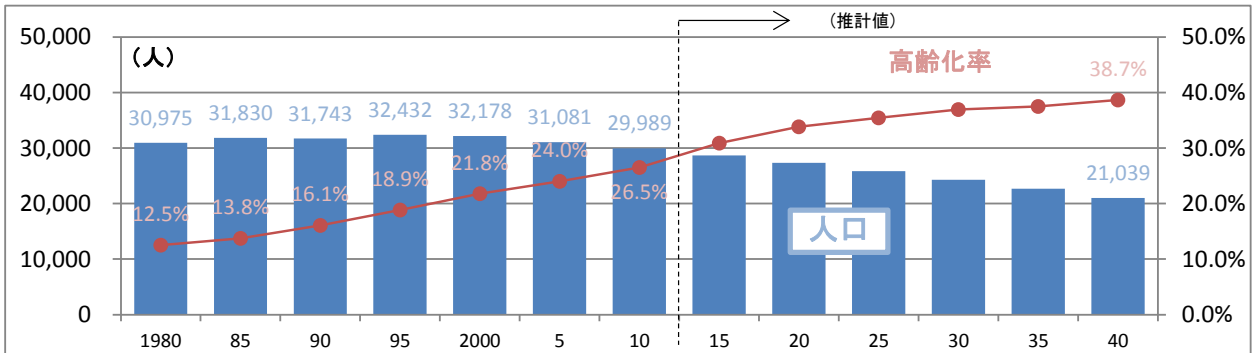


図10 人口・高齢化の見通し (資料: 国立社会保障・人口問題研究所)

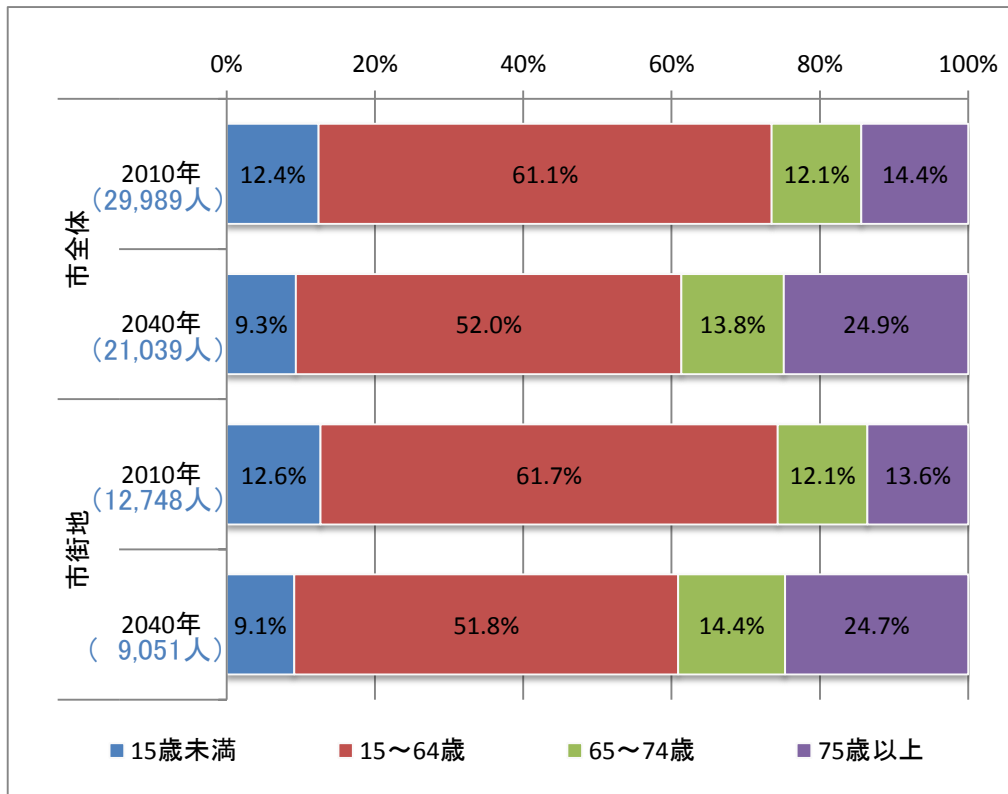


図11 年齢階層別人口割合の推移

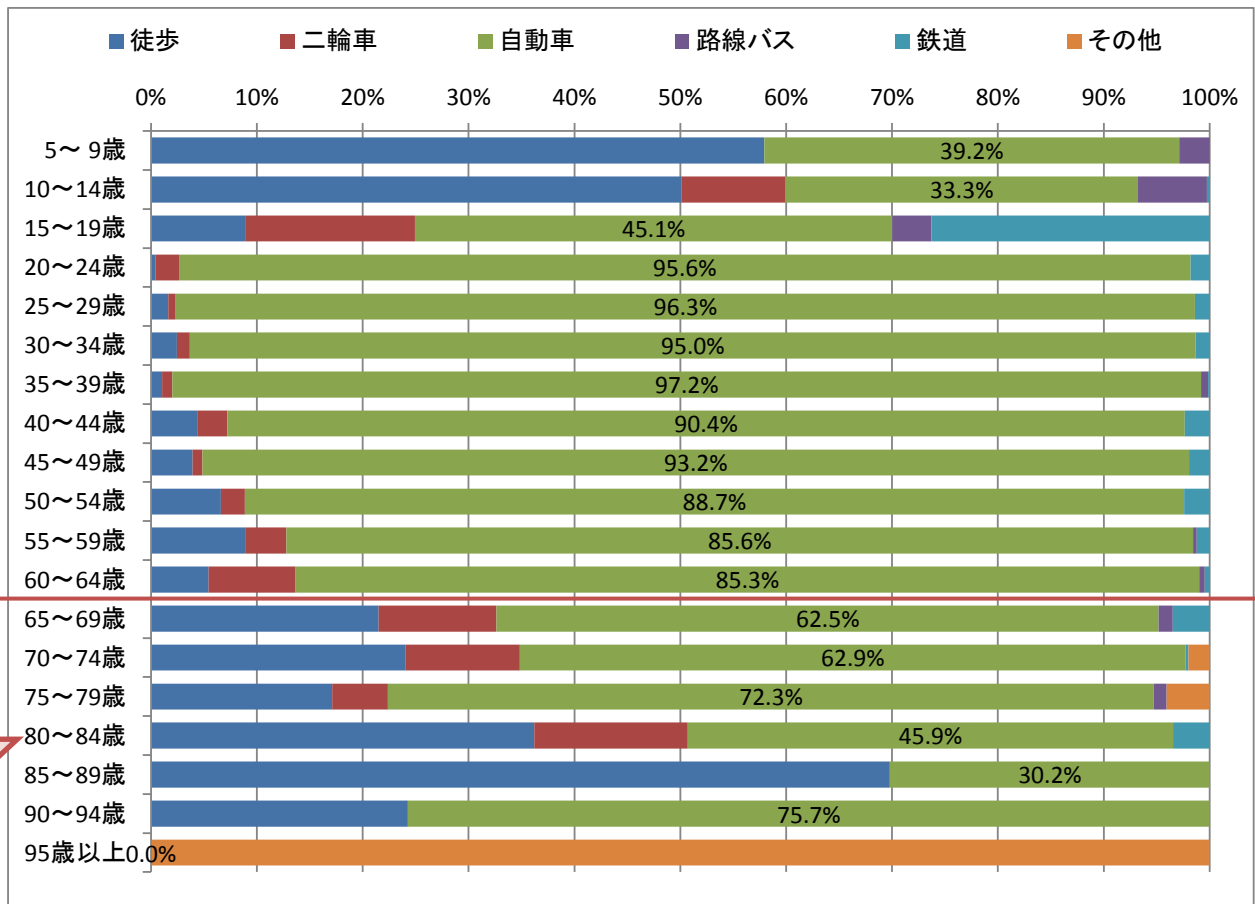


図12 平日の目的別、5歳階級別代表交通手段別発生量  
 (資料：2005年(平成17年)第3回福井都市圏パーソントリップ調査)



## 4. まちづくり方針と目指すべき都市の骨格構造

### (1) まちづくり方針

- ・都市の将来像は、都市計画マスタープランに掲げる〈都市の将来像〉を基本に、立地適正化計画で目指すべき意味を加味し、以下の通り設定します。

#### 【都市の将来像】

多彩な自然と温泉情緒が誘う 生活感動都市

～ 幸せに暮らし続けられるまちを目指して ～

- ・あわら市が、今後の社会情勢化においても「暮らし続けられる」まちであるためには、まず、買い物や医療・福祉施設の利用など日常の生活サービスが充実していること、移動の利便性が高いこと、災害や犯罪の少ない安全・安心なまちであること、地域コミュニティが充実していることが重要です。
- ・さらに、「幸せを実感できるまち」であるためには、市民が主体となって活躍できるまちであること、そして市民が誇りと愛着を持つことができるまちであることが重要です。
- ・これらの条件は現時点で概ね確保されていますが、今後も維持され、さらに利便性の高いまちへとシフトしていくため、まちづくりの目標を以下の通り設定します。

#### 【まちづくりの目標】

##### 目標1 暮らしやすい持続可能なまちづくり

豊かな自然を背景に、居住機能と生活を支える都市サービス機能（公共施設や生活利便施設）が集積する、暮らしやすいコンパクトなまちづくりを進めます。

##### 目標2 活力と魅力を生み出す多様な拠点づくり

2つの拠点でのさらなる魅力創出を図るとともに、周辺の自然環境、歴史・文化等の固有の環境を活かした多様な拠点づくりを進めます。

また、これらを有機的に結びつける公共交通を基軸としたネットワークづくりを進め、連携による相乗効果を創出していきます。

## (2) 目指すべき都市の骨格構造

➤ 現在の市街地構造（2つの中心拠点）を維持し、より高齢者が自立しやすい市街地環境へとシフト。

- ・現在の市街地が非常にコンパクトで住みやすい構造になっていますので、金津・芦原それぞれの市街地を「中心拠点」として位置づけ、将来にわたってこれを維持することを基本としつつ、さらに生活利便性を高める方向を目指します。
- ・ほぼ市街地全体をサービス圏とする公共交通は、現在のサービス水準を維持するとともに、「公共交通軸」として両市街地の結びつきを強めていきます。
- ・なお、拠点以外の地域（用途地域外）においては、小学校等を中心に地区の拠点を設定し、既存の生活サービス機能を維持するとともに、デマンド交通等により中心拠点へのアクセス利便性を確保し、従来からのコミュニティ豊かな生活環境の維持活性化を図ります。

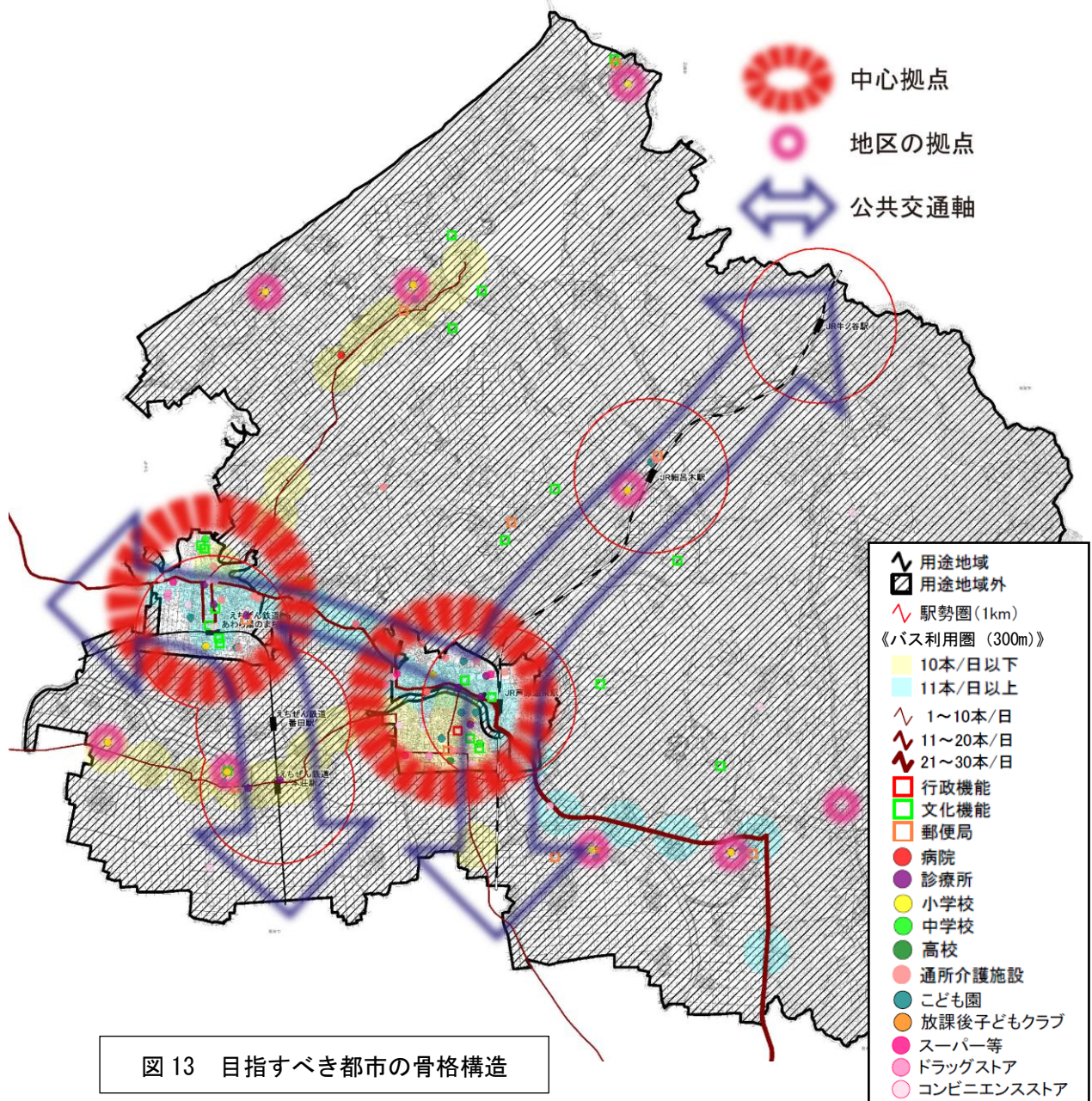


図 13 目指すべき都市の骨格構造



## 5. 居住誘導の考え方

- 従来通り、用途地域内への誘導を基本。その内側に、高齢化社会でも安心して住める「オススメ」のエリアを居住誘導区域として設定し、新規・住み替えの住宅需要を誘導。

### (1) 居住誘導区域

- ・新規住宅需要や住み替え需要は、従来通り用途地域内への誘導を基本としますが、より快適に住み続けられるよう、公共交通や都市機能の利便性が高いエリアを居住誘導区域として定め、積極的な誘導を図ります。
- ・居住誘導区域は、用途地域から居住に適さないエリア（①災害リスクが高いエリア（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）、②工業専用地域、工業地域、③準工業地域のうち土地利用状況等からみて居住に適さないエリア）を除外して、以下の通り設定します。

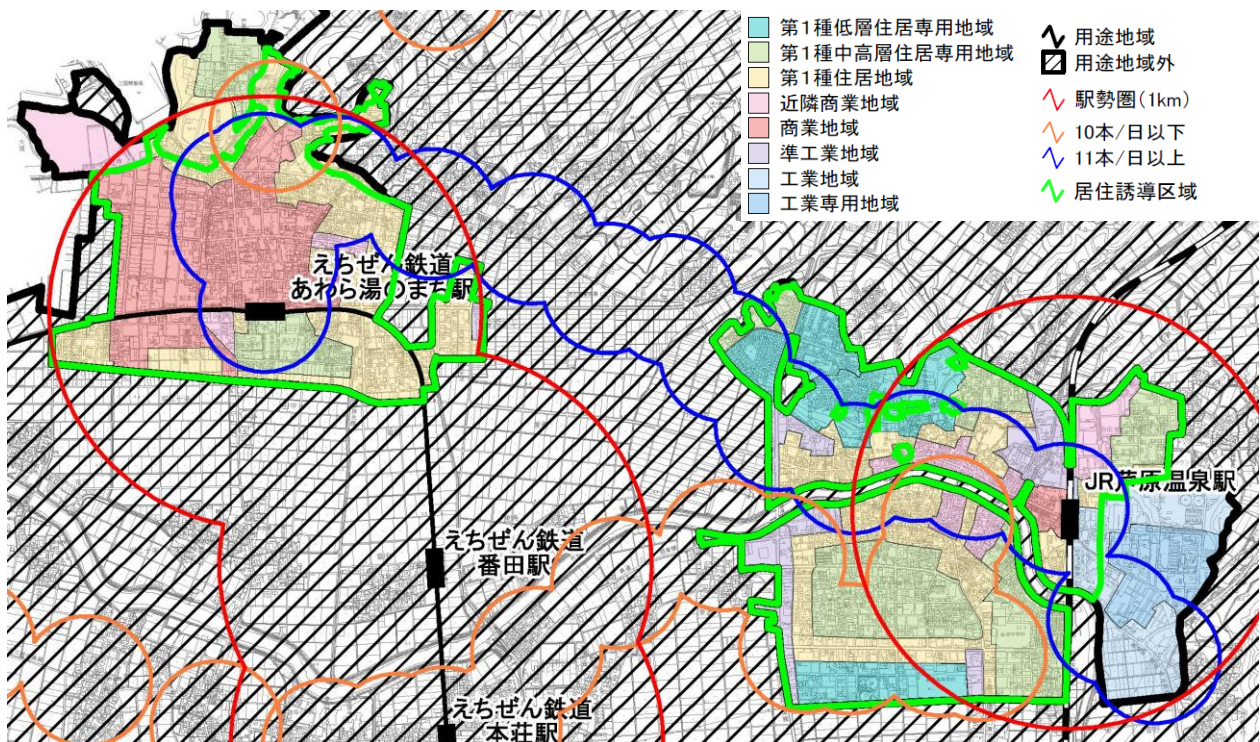





図 14 居住誘導区域



## (2) 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

- ・本市では、居住誘導区域内への居住を誘導するため、必要な施策を実施していきます。

<p>法に基づく施策</p>	<p>●居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合の届出制度の運用 居住誘導区域外で下記の一定規模以上の住宅開発を行う場合、原則として市への届出が必要となります。</p> <p><b>【開発行為】</b></p> <p>① 3戸以上の住宅の建築</p> <p>② 1戸又は2戸の住宅でその規模が1,000㎡以上</p> <p>③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの</p> <p><b>【建築等行為】</b></p> <p>① 3戸以上の住宅の建築</p> <p>② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの</p> <p>③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>①の例示 3戸の開発行為</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>届</p> </div>  </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>届</p> </div>  </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>800㎡ 2戸の開発行為</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>不要</p> </div>  </div>
<p>市が行う施策 (検討すべき施策を含む)</p>	<p>●都市計画の変更 居住環境の維持・向上を図るため、必要に応じて用途地域等の変更、地区計画の指定を行います。</p> <p>●路線バス、デマンド交通の維持・拡充 現在の公共交通のサービス水準を維持しつつ、都市機能誘導区域へのアクセス性を高める見直しを検討します。</p> <p>●居住誘導のための積極的な情報提供 U I J ターンや定住を促進するための情報提供を積極的に行います。また、安心して住み続けられるよう、災害リスクに対する情報提供を継続的に行います。</p> <p>●空き家の有効活用 利便性の高いエリアでの居住が継続的に行われるよう、空き家情報バンク制度の拡充など空き家の有効活用を図ります。</p> <p>●独自の支援措置 家賃補助、住宅購入費補助等、独自の支援措置を検討します。</p>

## 6. 都市機能の立地誘導の考え方

- 都市機能の種類毎に立地が望ましい場所（都市機能誘導区域）を提示。
- 現存する機能は維持・充実を図り、新規に必要な機能については適正に立地誘導を図ることを前提。
- このうち、一部について誘導施設として定め、都市機能立地支援事業、都市再構築戦略事業等を活用して立地を支援。

### (1) 都市機能誘導区域

- ・都市機能（高次都市機能、生活サービス機能）は、原則として現存の機能・サービス水準を確保するとともに、高齢化社会に不可欠な医療・福祉系機能をはじめ新しい機能の新築・移転は、各拠点内の都市機能誘導区域に誘導し、高齢者が自立しやすい市街地環境を整えていきます。
- ・都市機能誘導区域は、各拠点において①関連計画やプロジェクトとの整合、②拠点中心部へのアクセス性や回遊性、③都市機能の集積状況を勘案して、以下の通り設定します。

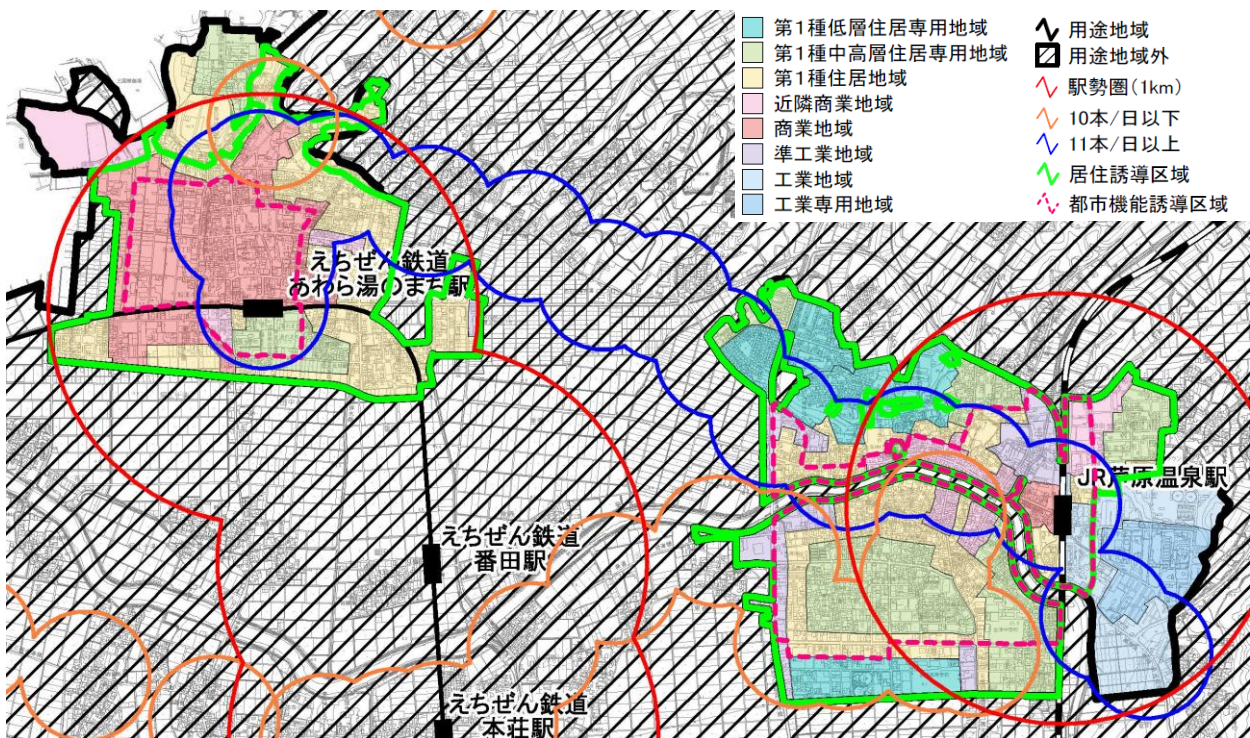


図 15 都市機能誘導区域

## (2) 誘導施設

- ・ 2つの中心拠点において立地することが望ましい都市機能を以下の通り設定します。
- ・ このうち、目標とする市街地構造を実現していく上で特に重要となる機能を「誘導施設」として定め、既存機能の郊外部への機能流出の防止、新規機能の都市機能誘導区域内への誘導を図ることとします。

表2 立地することが望ましい都市機能と「誘導施設」

分類	都市機能
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中枢的な行政機能</li> <li>・ <b>本庁舎等</b></li> </ul>
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>・ <b>老人福祉センター等</b></li> <li>● 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</li> <li>・ 地域包括支援センター・在宅系介護施設、コミュニティサロン等</li> </ul>
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</li> <li>・ 子ども園・放課後児童クラブ・子育て支援センター等</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</li> <li>・ <b>大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡を超えるもの）のうち各種商品小売業、食料品小売業に分類される店舗、コンビニ等</b></li> </ul>
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療サービスを受けることができる機能</li> <li>・ <b>病院、診療所のうち、内科、外科、小児科を診療科目としているもの等</b></li> </ul>
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決済や融資などの金融機能を提供する機能</li> <li>・ <b>銀行、信用金庫等</b></li> </ul>
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育機能</li> <li>・ 小学校、中学校等</li> </ul>
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</li> <li>・ <b>文化ホール、図書館、市民会館、美術館、博物館等</b></li> </ul>

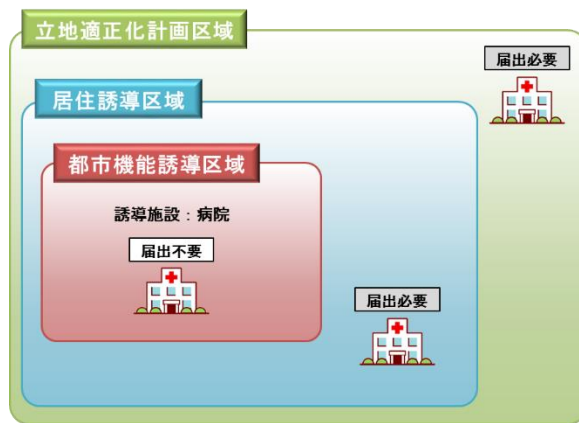
※ **赤文字**：誘導施設



### (3) 都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するための施策

- ・本市では、都市機能誘導区域内における誘導施設の維持・誘導を図るため、必要な施策を実施していきます。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">法に基づく施策</p>	<p>●都市機能誘導区域外で誘導施設の整備を行う場合の届出制度の運用 都市機能誘導区域外に誘導施設と同じ機能を持つ施設を整備する場合、原則として市への届出が必要となります。</p> <p>【開発行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導施設を有する建築物</li> </ul> <p>【開発行為以外】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①誘導施設を有する建築物を新築する場合</li> <li>②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合</li> <li>③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ol>
	<p>●都市機能立地支援事業、都市再構築戦略事業、各種特例措置の活用 適用対象となる事業や事業用資産の買い替え等がある場合は、これら施策の積極的な活用を図ります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市が行う施策（検討すべき施策を含む）</p>	<p>●公共施設の適正配置 誘導施設に位置づけられる公共施設の統廃合や新規立地を行う場合は、都市機能誘導区域内への適正配置を図ります。</p>
	<p>●都市計画の変更 都市機能誘導区域内で誘導施設の新築、建替えがしやすくなるよう、必要に応じて用途地域等の変更を行います。</p>
	<p>●路線バス、デマンド交通の維持・拡充 現在の公共交通のサービス水準を維持しつつ、都市機能誘導区域へのアクセス性を高める見直しを検討します。</p>
	<p>●公有地の有効活用 都市機能誘導区域内で公共施設の統廃合等で生じる公有地は、新たな誘導施設の用地として積極的な活用していきます。</p> <p>●独自の支援措置 都市機能立地支援事業、都市再構築戦略事業の対象とならない施設に対する独自の支援措置を検討します。</p>



## 7. 目標値と評価方法等

### (1) 目標値の設定

➤ 居住誘導区域内の人口密度の維持、公共交通機関の満足度を目標値に設定。

- ・本計画では、「現在の市街地構造（2つの中心拠点）を維持し、より高齢者が自立しやすい市街地環境へとシフト」させることを目標に掲げ、その実現に向け居住誘導や都市機能の立地誘導を図ることとしています。
- ・ここでは、その進捗状況や妥当性を継続的に評価する際の尺度として、以下の通り定量的目標を設定します。

表3 定量的目標の設定

	評価の考え方	基準値	目標値
①居住誘導区域内の人口密度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住誘導区域内の人口密度を維持することで、診療所やコンビニエンスストア・ドラッグストア等、現存する身近な生活利便施設の流出防止に大きな効果が期待できる。</li> <li>・また、新規機能の適正配置が可能となり、生活しやすい市街地環境の形成が図られる。</li> </ul>	<p>30.7人/ha (2010年)</p> <p>芦原：24.7人/ha 金津：34.8人/ha</p>	<p>23.9人/ha以上 (2040年)</p> <p>芦原：18.1人/ha 金津：27.8人/ha</p>
②公共交通機関が効果的に運行されていると考える市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住や都市機能の集積と公共交通の利用促進との相乗効果により、現状のサービス水準を維持することができる。</li> </ul>	<p>24.8% (2014年)</p>	<p>26.0% (2020年)</p>

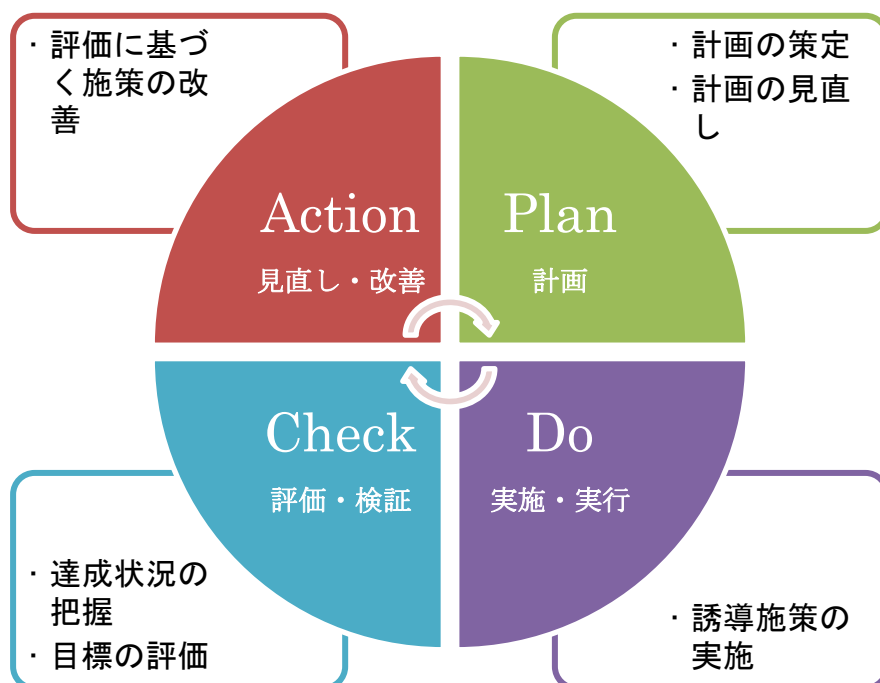
表4 定量的目標の設定根拠

①居住誘導区域内の人口密度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画策定の前提とした人口推計値は2040年：21,039人であり（国立社会保障・人口問題研究所）、居住誘導区域の人口密度は21.8人/haにまで低下すると推測される。</li> <li>・今回、居住誘導区域の設定によって、新規取得や住み替え時の居住地選択の差別化が図られ、居住誘導区域内では一定の人口密度が保たれることを目標とする。</li> <li>・目標とする人口密度は、「あわら市総合戦略」の将来展望（2040年23,074人）を参考に、23.9人/haを最低限度として設定する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※「あわら市総合戦略」の将来展望は、下記、基本的視点に結びつく事業や施策を強力で推進することを前提としている</p> <p>視点1：結婚、出産などの希望の実現</p> <p>視点2：人口流出抑制とU・Iターンの促進</p> <p>視点3：賑わいや活力のある暮らしやすいまちの形成</p> </div>
②公共交通機関が効果的に運行されていると考える市民の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次あわら市総合振興計画による。</li> <li>・サービス水準を維持するには、現状以上の乗客数の確保が不可欠であることから、現状+αに設定された総合振興計画の目標値を評価の目安として設定する。</li> </ul>

## (2) 施策の達成状況に関する評価方法

➤ 定量的目標値に限らず、様々な視点から目標とする都市像の達成状況を定期的に評価。

- ・本計画は、2040年を目標年度とした長期的な計画ですが、設定した定量的目標値は定期的に評価していきます。
- ・評価の際には、設定した定量的目標値に限らず、都市のコンパクト化を表す指標について、国勢調査や交通センサス等の最新データを活用した評価も併せて行います。
- ・これらの結果を踏まえ、都市計画マスタープラン改定等のタイミングに併せて居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設や誘導施策、目標値等の見直しを検討していきます。



## (3) 都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方

- ・「あわら市公共施設等総合管理計画」に基づき、利用状況（稼働率等）の低い施設や継続使用しない建物等については、他施設との複合化や統合化等を含め、不動産の有効活用について検討していきます。
- ・特に、都市機能誘導区域内で発生する公的不動産については、都市機能が拡散しないよう、関係機関や団体、民間との連携・調整を図り、誘導施設の立地誘導に努めます。



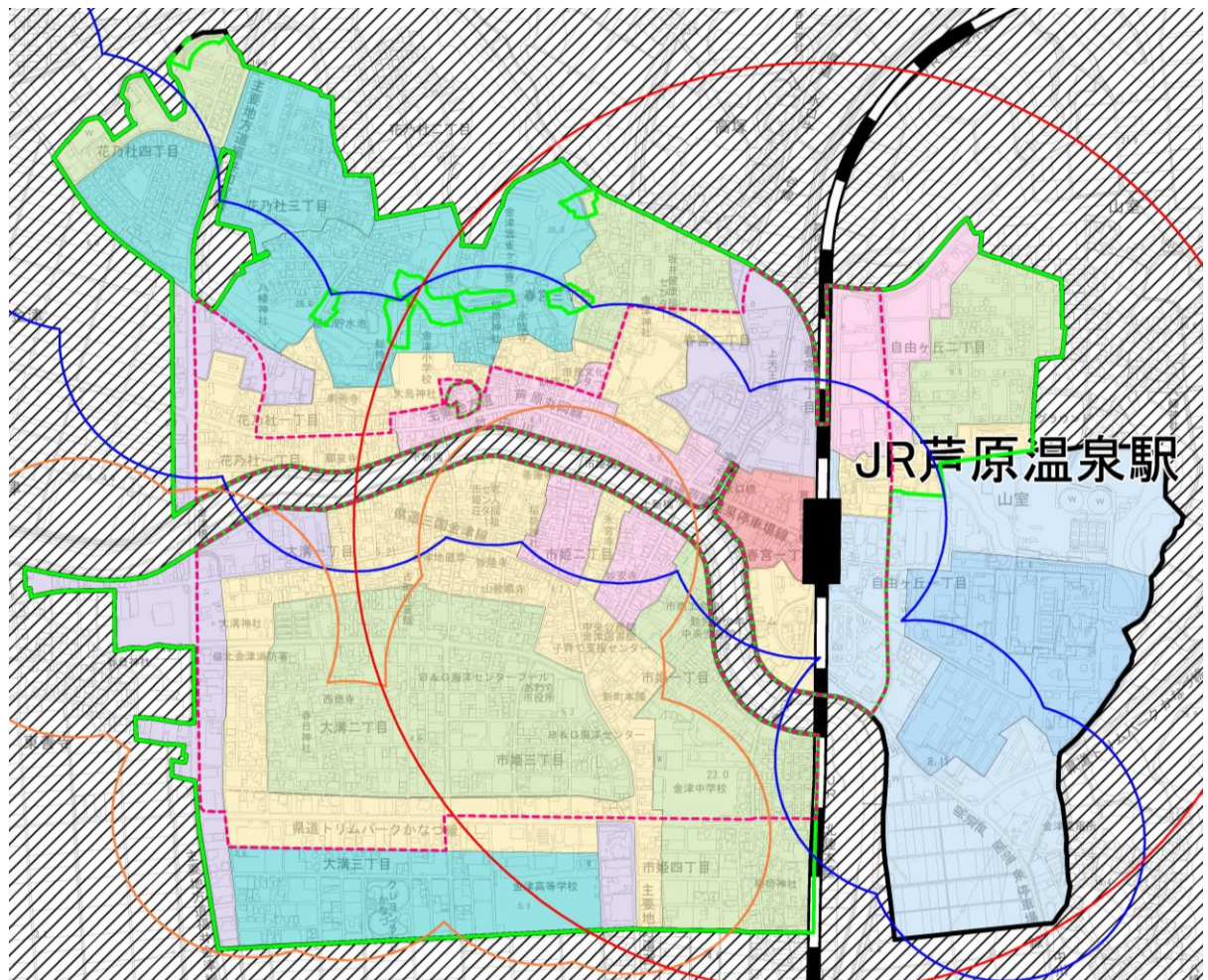
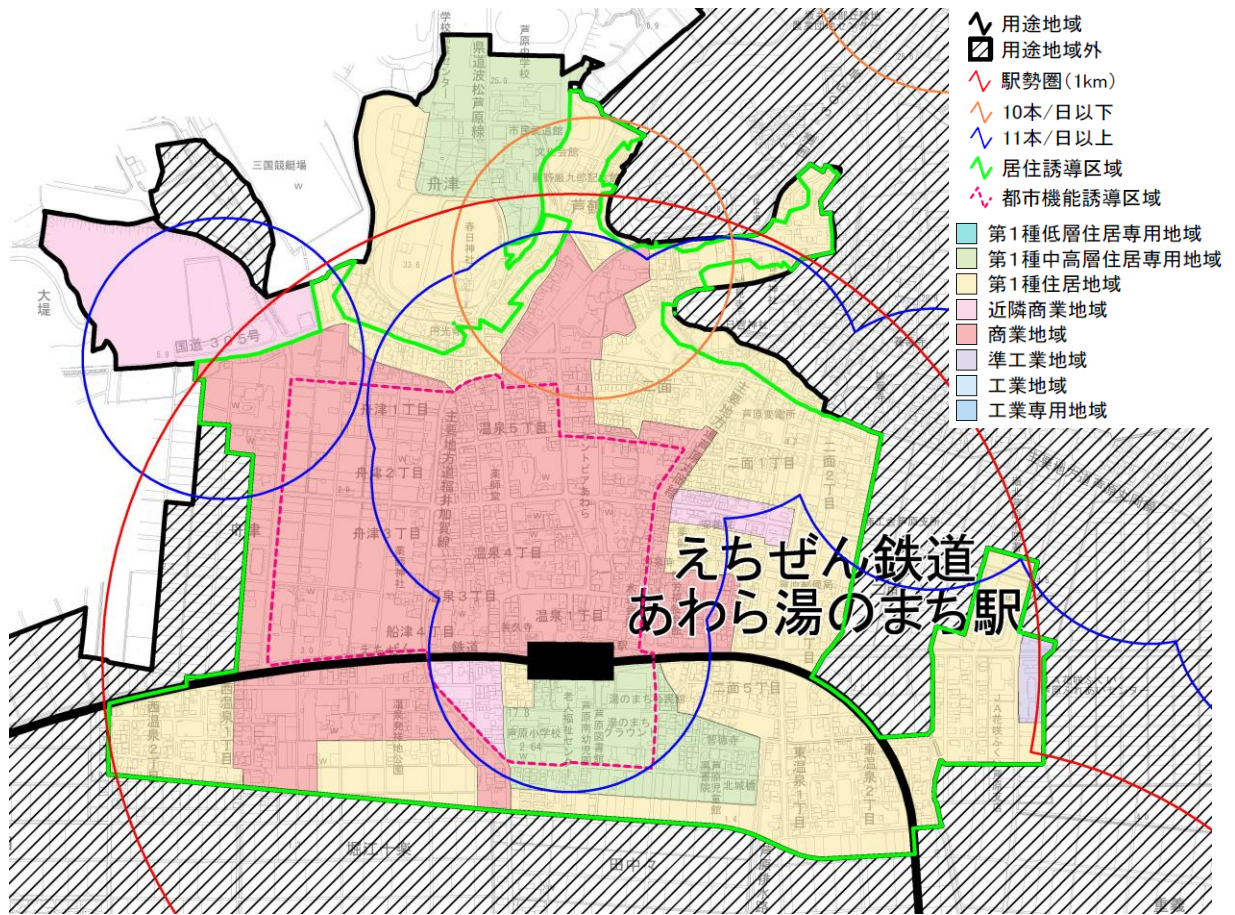


図 16 居住誘導区域、都市機能誘導区域拡大図